

[別紙1]

## 伝統芸能・行事を活用した「おもてなし」活動支援 補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (補助事業に着手する30日までに申請)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。  
※事業予定内容から変更があった場合は、一先ず担当者へご連絡ください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは：事業(イベント等)終了日

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

○支払時期については、額の確定通知発送後または振込依頼書受付日より  
2週間程度いただきます。

資料提出・問い合わせ先

地域振興部 文化政策課

鳥取県鳥取市東町1-220

0857 - 26 - 7133

bunsei@pref.tottori.lg.jp